

件名	亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局 教育総務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第24条の2が第23条に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">< 本則関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 10 号

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 21 年亀山市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 24 条の 2 第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。